

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域及び時間の区分

平成13年3月30日

高槻市告示第120号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考1の規定に基づく区域を次の1のとおり指定し、同表の備考2の規定に基づく時間を次の2のとおり定め、平成13年4月1日から実施する。

1 区域

(1) 第一種区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域

都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間

(1) 昼間 午前6時から午後9時まで

(2) 夜間 午後9時から翌日の午前6時まで